

弁済の提供の方法 宅建 H16-04-4 <<#554>>**【問】 正誤をつけよ。**

共に宅地建物取引業者であるAB間でA所有の土地について、令和4年9月1日に売買代金3,000万円(うち、手付金200万円は同年9月1日に、残代金は同年10月31日に支払う。)とする売買契約を締結した。Aが残代金の受領を拒絶することを明確にしている場合であっても、Bは同年10月31日には2,800万円をAに対して現実に提供しなければ、Bも履行遅滞の責任を負わなければならない。

【答え】 誤り**<<ポイント>> 弁済の提供の方法【宅建 たまに訊かれる】**

弁済の提供は、債務の本旨に従って**現実に**しなければならない。ただし、債権者が**あらかじめその受領を拒み**、又は債務の履行について債権者の行為を要するときは、**弁済の準備をしたことを通知してその受領の催告をすれば足りる**。(民法493条)